

大阪市重度障がい者等タクシーチケット給付システム
構築及び運用・保守業務委託

提案書等作成要領

令和 7 年 9 月

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課
大阪市こども青少年局子育て支援部管理課

1. 提案書等として提出する資料の種類

本調達に係る提案書等として、「大阪市重度障がい者等タクシーチケット給付システム構築及び運用保守業務委託」の内容を踏まえ、次に示す資料を2以降に示す各留意事項に従って、紙媒体及び電子媒体で作成し提出すること。

(1) 紙媒体の提案書等

・表紙

正本については（資料1の別紙1）様式1-5、副本については（資料1の別紙1）様式1-6を使用すること

・提案書本編（目次を含む）

・本市指定様式

（資料5）様式1～5を使用すること

・付属資料表紙

（資料1の別紙1）様式1-7を使用すること

・付属資料

資料5「提案書記載依頼事項兼提案書評価基準」の「9. 実施体制に関する事項」において記載された事項に関する証明書類（合格書の写し・受注実績が確認できる書類・公的な資格等の写し等）

(2) 電子媒体の提案書等

「(1) 紙媒体の提案書等」の電子データ（PDF）を格納した電子媒体（CD-R または DVD-R）

(3) 提出部数

項番	提出物	正本	副本
1	紙媒体	1 部	10 部
2	電子媒体	—	1 部

2. 全般的な留意事項

(1) 総合評価一般競争入札においては、応札者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、評価者が提案内容を理解できるよう考え方や根拠等を具体的に示し、かつ本市の提示した業務内容を余すことなく、確実に実現できる範囲で記述すること。

(2) 契約書に添付する仕様書等については、本入札の「業務委託仕様書」等を基に作成する。（落札者の提案が契約時の仕様書とはならない。）ただし、落札者の提案書に記載されている事項に関しては、それが本市にとって有益と判断される場合のみ、本市の判断により、契約締結段階において契約書に添付する仕様書の内容に反映することがあるので、確実に応札者が実現できる範囲で記載すること。

(3) 応札する価格以外に別途費用を必要とするものは評価対象外であるので、提案書には記載しないこと。提案書に記載した内容は応札価格の中ですべて実施できるものとみなす。いくつかの方式を挙げた場合には、全て応札者が実現を約束したものとみなす。

3. 提案書に係る留意事項

提案書本編は資料5「提案書記載依頼事項兼提案書評価基準」に記載された「評価観点」項目に従って作成すること。

- (1) 総ページ数は、表紙、提案書本編については120ページ以内（本市指定様式、付属資料表紙、付属資料を除く）とする。表紙、提案書本編の総ページ数が120ページを超えた場合、また、提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、提案書の評価を行わない。
- (2) 提案書本編はA4横書き、横置き、両面により作成すること。なお、図表等の記述のために、一部A3用紙の片面折込みも可能とするが、ページ数はA3用紙については1枚あたり2ページ分として換算する。
- (3) 提案書本文に使用する文字サイズは10.5ポイント以上とし、用紙左右に20mm程度の余白を設けること。また、日本語で表記すること。
- (4) 色指定は無いが、白黒複写を行った場合においても、内容が理解できるよう作成すること。
- (5) 提案書の1ページ目は表紙とし、次の内容を記述すること。
 - ・ 標題として「大阪市重度障がい者等タクシーチケット給付システム構築及び運用保守業務委託」を記述すること。
 - ・ 日付は、入札執行日を記述すること。
- (6) 提案書の正本は1部とし、応札者の商号又は名称を表紙に記載したうえ、本市の業者登録に使用した印鑑を押印すること。
- (7) 提案書の副本は押印せず、本文中を含めて「当社」・「当団体」等と表現するか、または塗りつぶしにより、応札者の商号又は名称が特定できないようにすること。
- (8) 略語や専門用語等については、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。また、理解しにくい用語や専門用語には脚注を付記すること。
- (9) 他のページへの参照が必要な箇所には、該当箇所を明確に記載すること。